

現行の会則を廃止し、新たに下記のとおり会則を制定します。

柏市立酒井根小学校PTA会則

第1章 総則

第1条 名称・所在地及び設立年月日

- 1 本会は、柏市立酒井根小学校PTAと称し、事務所を酒井根小学校内におく。
- 2 本会の所在地を千葉県柏市酒井根19-2とする。
- 3 本会の設立年月日は昭和46年4月1日とする。

第2条 目的

本会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福を図ることを目的とする。

第3条 活動

本会は、第2条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 民主的教育の理解と推進につとめる。
- 2 家庭と学校と緊密な連絡によって児童の健全な心身の発達を図る。
- 3 児童の生活環境をよくする。

第4条 遵守事項

本会は、第3条の活動を行うにあたり、教育を本旨とする民主団体として、次の事項を遵守するものとする。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような事は行わない。
- 3 本会または本会の役員の名で、公私の選挙の候補者は推薦しない。
- 4 学校の人事その他管理には干渉しない。

第2章 会員

第5条 会員

次の会員で組織される。

- 1 本校に在学する児童の保護者、またはこれに代わる人。
- 2 本校に勤務する教職員。
- 3 本会が認めた場合、議決権を持たない特別会員を置くことができる。

第3章 役員

第6条 本会に次の役員をおく

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 書記 3名(教職員1名含む)
- 4 会計 3名(教職員1名含む)
- 5 会計監査 2名

第7条 役員の任務

- 1 会長
会長は、本会を代表として総会および運営委員会を招集し、その他いっさいの会務を総括する。
- 2 副会長
副会長は、会長を補佐して、会長に事故があるときは代理を務める。
- 3 書記
書記は、総会及び諸会議の議事を記録し、関係文書の作成・配付・保管にあたる。

4 会計

会計は、本会の会計事務、会計監査を経て総会において決算報告をする。

5 会計監査

会計監査は、年2回の会計監査を行い、総会において監査結果を報告する。

6 役員

役員は1年とし、再任することができる。

7 任期

任期期間中の役員に事故ある場合は、会長の責任において代理を選出し、運営委員会をもって承認する。代理の任期は、前任者の任期満了とする。

第4章 総会

第8条 総会

- 総会は、会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。
- 1 定期総会は、年に1回開催する。
 - 2 総会は、次の事項を審議し承認・決議する。
 - (1)前年度活動報告
 - (2)前年度会計決算報告
 - (3)前年度会計監査報告
 - (4)新年度本部役員選出
 - (5)新年度活動計画
 - (6)新年度会計予算
 - (7)その他重要事項に関する事
 - 3 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 4 決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、出席は委任状をもってかえることができる。
 - 5 社会情勢により、書面決議になることもある。
 - 6 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の5分の2以上の要求があったとき開催される。

第5章 会議等

第9条 役員会

- 1 役員会は、校長・教頭及び、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名(計9名)で構成される。
- 2 役員会は、運営委員会前に開催する。また、必要に応じて会長が召集する。
- 3 運営委員会議題の検討
- 4 その他、必要事項の検討

第10条 本部会

- 1 本部会は、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名(計7名)で構成される。
- 2 本部会は、原則として月1回開催する。また、必要に応じて会長が召集する。
- 3 本部会は、次の事項を行う。
 - (1)総会に関する議案の企画
 - (2)運営委員会に関する議案の企画
 - (3)各会議の総括と把握、及び連絡調整
 - (4)緊急事項の処理と報告

第11条 運営委員会

- 1 運営委員会は、校長、教頭、及び本部会役員7名、各部部長4名で構成される。
- 2 運営委員会は、原則として年6回程度の開催とする。また、必要に応じて会長が召集する。
- 3 運営委員会は、次の事項を行う。
 - (1)各会議より提出された議案を審議し、決定する。
- 4 運営委員会は、定員の3分の2以上の出席をもって成立とする。
- 5 社会情勢により、流会・中止となることもある。

柏市立酒井根小学校 PTA会則

第12条 推薦委員会

- 1 推薦委員会は、役員選出にあたり、本部会代表2名、各部長4名、教職員1名(計7名)で構成される。
- 2 推薦委員会は、委員長、副委員長を選出する。
- 3 推薦委員会は、会長、副会長、書記、会計及び会計監査について候補者を選出する。
- 4 推薦委員会の推薦により、総会前に候補者の同意を得た上で、総会の承認を経て選出される。
- 5 推薦委員会は少なくとも、総会予定日3日前までに候補者名を会員に通知する。
- 6 推薦委員会は新役員が選出された時をもって解散する。
- 7 社会情勢により、流会・中止となることもある。

第13条 学級委員・各専門部会(以下、各部会とする)

- 1 学級委員(学年部)、各専門部(広報部・文化厚生部・校外生活部)は必要に応じて部会を開催する。
- 2 各部会より、部長1名、副部長1名を選出する。
- 3 本学区は酒井根支部、酒井根1支部、酒井根2支部、酒井根3支部、南増尾1支部、南増尾3支部、青葉台支部、松野台支部とする。

第14条 運営委員、各部会の部員の任期は1年とし、再任することができる。

第15条 校長及び教頭は、各会議に出席し意見を述べることができる。

第6章 会計

第16条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第17条 本会の会費は、一世帯月額300円とする。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第7章 改正

第19条 会則

- 1 総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。
- 2 改正案の提出においては、総会前に会員に通知しなければならない。

第20条 細則

- 1 会長は運営委員会の議を経て、この会則に反しない限りにおいて、その細則を定めることができる。

第8章 個人情報の取扱い

第21条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「柏市立酒井根小学校PTA個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

第9章 付則

旧会則は、昭和46年4月1日に実施し、令和4年4月25日に廃止。

新会則は、令和4年(2022)年4月26日より実施する。

令和5年4月27日 会則一部改正

柏市立酒井根小学校 PTA運営細則

本会会則第20条に基づき、次のような細則を定める。

第1条 本会の進展に著しい功績があったと認められる会員は、表彰規定に基づいて表彰することができる。

第2条 各部会を次のとおりとする。

1 学級委員

(1) 学年部

- イ 児童および会員の学年活動に関すること。
- ロ 学校行事のお手伝いに関すること。
- ハ 学校内衛生環境の整備改善に関すること。

2 専門部会

(1) 広報部

- イ PTA会報の編集発行に関すること。
- ロ 会員相互の広報連絡に関すること。

(2) 文化厚生部

- イ 会員の教養向上および健康増進に関すること。
- ロ 児童文化および学習活動上に必要な施設整備に関すること。

(3) 校外生活部

- イ 児童の交通安全に関すること。
- ロ 校外における児童の安全に関すること。

第3条 各部事業の決算は随時に運営委員会において報告する。

第4条 会員は希望により数名、運営委員会を傍聴することはできるが、議決は出来ない。

第5条 会則第13条に関わる役員選出について。

1 学級委員(学年部)は各学級より1名選出する。

2 各専門部(広報部・文化厚生部・校外生活部)は、各部それぞれ全学級数と同じ数になるように、各学年から数名ずつ選出する。

第6条 免除制度について

1 対象者

(1) 地域関係機関

- イ 青少年相談員(任期3年)
- ロ 少年補導員(任期2年)
- ハ スポーツ推進員(任期2年)
- (2) 本部役員・各部部长(いずれも2年活動)
- (3) 各部部长(1年活動)

2 (1)・(2)の免除される活動(兄弟姉妹を含む)

イ PTA役員

ロ 登校指導・下校指導・パトロール

ハ お手伝い係

(3)の免除される活動(兄弟姉妹を含む)

イ PTA役員

ロ 登校指導・下校指導・パトロール(任期中のみ)

第7条 運営委員会は必要に応じて特別委員会をつくることできる。

第8条 本会はバレーボール部を設置し、会員は希望により随時入部することができる。

この細則は、令和4(2022)年4月26日より実施する。

令和5年4月27日 細則一部改正

柏市立酒井根小学校 PTA慶弔規定(細則)

本会会則第20条に基づき、次のような細則を定める。

第1条 慶弔

1 教職員

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 転出時の餞別 | 花束または記念品 |
| (2) 見舞 疾病による入院2週間以上 | 3,000円 |
| (3) 香料 本人及び配偶者・子 | 5,000円 |

2 PTA会員及び児童

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 見舞 疾病による入院2週間以上 | 3,000円 |
| (2) 香料 本人 | 5,000円 |
| 児童 | 10,000円 |

3 その他特別な事情のある場合はPTA役員会に
かり決定するものとする。

第2条 慶弔にかかわる金額の改訂は経済事情を勘案し、運営委員会で定めるものとする。

この細則は、令和4(2022)年4月26日より実施する。

柏市立酒井根小学校 PTA表彰規定(細則)

本会会則第20条に基づき、次のような細則を定める。
すべての表彰は、本規定によるものとする。

第1条 定期表彰

運営委員として、2年以上連続して活動したなど、PTA活動に功績顕著であったものについて表彰する。(次年度に運営委員として活動するものを除く。)

第2条 特別表彰

- 1 学校職員を対象として、在職3年以上でPTA活動に功績顕著であった者に会長・校長連名で表彰することができる。
- 2 PTA会員として活動し、特に功績顕著な者を役員会で推薦し、会長・校長連名で感謝状を送ることができる。
- 3 PTA会員以外のものでも、教育またはPTA活動に功績顕著であった者に会長・校長連名で表彰することができる。
- 4 その他の場合は、校長の意見を十分聞きながら会長の判断で表彰することができる。

第3条 市P連および県P連表彰

柏市立小中学校および千葉県公立小中学校PTA連絡協議会表彰対象は、役員経験者の中から特にPTA活動に顕著な者を会長・校長の意見を尊重し、役員会で推薦する。

この細則は、令和4(2022)年4月26日より実施する。

柏市立酒井根小学校PTA個人情報取扱規約(細則)

本会会則第21条に基づき、次のような細則を定める。

- 第1条 この規約は、柏市立酒井根小学校PTA(以下「本会」と称す)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。
- 第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。
- 第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。
- 第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。
- 第5条 本会における個人情報の取扱者は役員及び運営委員、並びにそれらが任命した者とする。
- 第6条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。
- 第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得する。
- 1 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス・生年月日)
 - 2 会員の子どもの氏名・クラス
 - 3 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
- 第8条 取得した個人情報は以下の目的のために利用する。
- 1 PTA活動に必要な連絡網および名簿の作成
 - 2 各種行事の案内
 - 3 資料等の送付
 - 4 役員選出
 - 5 PTA活動の諸連絡
 - 6 PTAが加入する保険の手続き
 - 7 広報紙への掲載
- 第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。
- 第10条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、別の取扱者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄し、管理者に報告するものとする。
- 第11条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。

- 第12条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。
- 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 3 公衆衛生のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 第13条 本会は、酒井根小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。
- 1 利用する項目:第7条で定める通り
 - 2 利用するものの範囲:酒井根小学校と本会
 - 3 利用目的:第8条で定める通り
 - 4 責任者:第4条で定める通り
- 第14条 個人情報を第三者(第12条第1項から第4項および、県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- 1 第三者の氏名
 - 2 提供する対象者の氏名
 - 3 提供する情報の項目
 - 4 対象者の同意を得ている旨
- 第15条 第三者(第12条第1項から第4項および、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- 1 第三者の氏名
 - 2 第三者が個人情報を取得した経緯
 - 3 提供を受ける対象者の氏名
 - 4 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- 第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第17条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。
- 第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。
- 第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

この細則は、平成31(2019)年4月22日より実施する。